

平成 28 年度
自 己 点 檢 評 價 報 告 書

平成 29(2017) 年 3 月
びわこ学院大学短期大学部

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等	5
基準 2. 学修と教授	17
基準 4. 自己点検・評価	43
IV. 短期大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	48
基準 A. 地域貢献	48

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

1 建学の精神と大学の教育理念

びわこ学院大学短期大学部（以下「本学」という。）は、平成2(1990)年に、生活文化学科のみを有する単科大学、滋賀文化短期大学として開学した。

本学の建学精神と教育理念は、学校法人滋賀学園寄附行為及び、びわこ学院大学短期大学部学則に次のように謳っている。

○学校法人滋賀学園寄附行為

第3条 この法人は、教育基本法ならびに学校教育法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育および保育を行い、個性ゆたかな人材を育成することを目的とする。

○びわこ学院大学短期大学部学則

第1条 本学は、教育基本法に基づき、学校教育法に定める短期大学として学芸を教授・研究するとともに、複雑、多様化する現代社会において、より豊かに生きるために必要とする幅広い知識と思考方法を修得させ、日常に起こる諸問題を合理的かつ科学的に解決することのできる教養豊かで、円満な人格を持つ人物を育成することを目的とする。

2 ライフデザイン学科は、生活設計に関わる広範な知識・技術を教授し、企業実務及び福祉に関して高度な専門性を有する人材の育成を目的とする。

2 本学の使命・目標

滋賀県では高等教育機関が南部や東北部に集中し、中部地域での大学の空白時期が長年続いた。当地域における行政機関や経済界、教育関係者にとって、大学の立地は積年の悲願であった。

学校法人八日市女子学園（現学校法人滋賀学園）は、こうした地域事情を背景として、各方面から寄せられた高等教育機関への篤い想いに応え、平成2（1990）年に「滋賀文化短期大学」を開設した。本学では、いよいよ現実になってきた少子高齢化社会を見据えた地域福祉の第一線を担う人材養成を教育目的として、実務重視の教学を実践し、開学以来、2,500人余の職業人を輩出し、その多くは、市内もしくは県域に職場を得てきた。

今後、若者の都市への集中が進むなか、地方の再生に必要な若い力をこの地域に定着させる意味でも、本学への地元の期待は大きい。

本学では、地元への就職を希望する若者に、地域から求められる人材となる教育を実施し、広い視野と社会人としての素養を持って地域の将来を担う力として、卒業生を送り出すことを目標としている。

3 大学の個性・特色

ライフデザイン学科は、少子高齢社会における家庭、職場、地域社会など広範囲な生活領域で、創造的に対応し得る素養の育成に目標を置き、新しい生活スタイルの創造や優れた職業人となるための教養、技能を研鑽し、併せて少子高齢社会の生活問題の解決を支援できる能力を養成するとともに、具体的方策の企画立案手法や、援助技術を習得させることを目指している。

また、地域に根差し、地域に開かれた大学の責務として、地域への人材の供給はもとより、積極的に教育・研究活動を通じて地域企業や行政との連携を深め、地域の問題解決に貢献することも、大きな目標としている。

本学のシンボルマークは、次のコンセプトにより作成している。



びわこ学院大学の頭文字「B」と琵琶湖の波がモチーフ。カラーは滋賀県と本学の象徴である琵琶湖を表す「青」と、スクールカラーである「紺」を用い、ダイナミックな動きを見せる波形のデザインによって、大学とそこに集う学生たちのたゆまぬ成長と邁進、発展をイメージ。また、全体の形は膨らみかけている蕾を象形しており、青、紺のカラーは、大学と学生たちの知性を表現し、学生たちの知性の蕾が、今まさに大きく花開こうとしている姿、そして、蕾のなかに子どもたちを包みこむ優しさに満ちた人間形成を表現している。

II. 沿革と現況

1 本学の沿革

本学の設置者である「学校法人滋賀学園」は、昭和 8 (1933) 年に八日市市 (現東近江市) 浜野町に開設された「和服裁縫研究所」をはじまりとしている。創始者 森 はな は、日本の美風を身につけた婦女子の育成を教育理念として、地域の子弟教育に限りない情熱を注ぎ、これまで多数の善良な家庭人を育てるとともに、隣人や地域社会と連携して社会発展に献身的に取り組む有為な人材を世に輩出してきた。

こうした地道な教育活動は、次第に衆目を集めるところとなり、昭和 30 (1955) 年に「八日市和洋女子専門学院」を、昭和 51 (1976) 年には専修学校「八日市女子専門学校」並びに「八日市高等女子専門学校」を、昭和 59 (1984) 年には「八日市女子高等学校」を開校し、教育機関としての地歩を固め、平成 2 (1990) 年には八日市市布施町で専門学校を母体とした「滋賀文化短期大学 (生活文化学科)」を開学するに至った。

- 学園全体の年表を掲げ、沿革を示す。

昭和 8 (1933)年	1月	創始者 森 はな 和服裁縫研究所 開設
昭和 30 (1955)年	11月	八日市和洋女子専門学院 開設
昭和 42 (1967)年	4月	校名を八日市女子学園に改称
昭和 44 (1969)年	10月	準学校法人八日市女子学園 設立
		初代理事長に 森 はな 就任
昭和 51 (1976)年	4月	専修学校として認可を受け、 校名を高等課程 八日市高等女子専門学校
		専門課程 八日市女子専門学校に改称
昭和 58 (1983)年	11月	学校法人八日市女子学園 設立
昭和 59 (1984)年	4月	八日市女子高等学校 被服科 開校
昭和 62 (1987)年	4月	八日市女子高等学校 教養科 開設
平成 元 (1989)年	12月	滋賀文化短期大学設置認可を受ける
平成 2 (1990)年	4月	滋賀文化短期大学 生活文化学科 開学
平成 2 (1990)年	4月	八日市女子高等学校 普通科 開設
平成 6 (1994)年	4月	滋賀文化短期大学 人間福祉学科 介護福祉専攻 人間福祉学科 人間福祉専攻 開設
平成 8 (1996)年	4月	第2代理事長に森 美和子 就任
平成 8 (1996)年	4月	滋賀文化短期大学 人間福祉学科 人間福祉専攻の入学定員増
平成 9 (1997)年	4月	法人名を学校法人滋賀学園に改称
平成 9 (1997)年	4月	滋賀文化短期大学男女共学制を開始
平成 9 (1997)年	4月	滋賀文化短期大学 人間福祉学科 介護福祉専攻の入学定員増
平成 10 (1998)年	4月	滋賀文化短期大学 人間福祉学科 児童福祉専攻 開設
平成 10 (1998)年	4月	滋賀文化短期大学 生活文化学科の入学定員 減
平成 11 (1999)年	4月	八日市女子高等学校を男女共学制とし、 校名を滋賀学園高等学校に改称
平成 13 (2001)年	12月	滋賀文化短期大学 図書館棟 竣工
平成 15 (2003)年	4月	滋賀学園中学校 開校
平成 19 (2007)年	4月	滋賀文化短期大学 人間福祉学科 児童福祉専攻の入学定員 増 生活文化学科及び人間福祉学科 人間福祉専攻の入学定員 減
平成 21 (2009)年	4月	びわこ学院大学 教育福祉学部 子ども学科 開学
平成 21 (2009)年	4月	滋賀文化短期大学をびわこ学院大学短期大学部に改組 ライフデザイン学科 開設
平成 25 (2013)年	4月	びわこ学院大学附属こども園「あつぶる」 開園
平成 26 (2014)年	4月	びわこ学院大学 教育福祉学部 スポーツ教育学科 開設

びわこ学院大学短期大学部

2 本学の現況

- ・短期大学名 びわこ学院大学短期大学部

- ・所在地 滋賀県東近江市布施町 29

- ・学科の構成

学 科 名	コ 一 ス
ライフデザイン学科	地域政策コース
	ライフデザインコース
	介護福祉士養成コース

- ・学生数、教員数、職員数 <平成 28 (2016) 年 5 月 1 日現在>

(学生数) 入学定員 80、収容定員 160 (名)

	ライフデザイン学科			計
	地域政策	ライフデザイン	介護福祉士養成	
1年生	10	17	31	58
2年生	12	10	26	48
計	22	27	57	106

(教員数) (名)

学科名	教授		准教授		講師		助教		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
ライフデザイン学科	3	1	1	1	1	2	0	0	5	4
計		4		2		3		0		9

(職員数) (名)

区分	正職員		嘱託		非常勤		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
人数	12	4	0	0	7	5	19	9
計		16		0		12		28

大学と共に

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1の自己判定

基準項目1-1を満たしている。

(2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

【事実の説明】

ア 使命・目的

本学は、設置母体である学校法人滋賀学園の創始者 森 はな が80余年にわたり一貫して掲げてきた『地域に貢献する人材の育成』を建学の精神としている。

このような観点に立って、本学学則の第1条（目的）において「本学は教育基本法に基づき、学校教育法の定める短期大学として学芸を教授・研究するとともに、複雑、多様化する現代社会において、より豊かに生きるために必要とする幅広い知識と思考方法を習得させ、日常に起こる諸問題を合理的かつ科学的に解決することのできる教養豊かで、円満な人格を持つ人物を育成することを目的とする。」と明記している。【資料1-1-1】

イ 教育研究目的

人口減少、少子高齢化が進むなか、大都市への若年層の流出は、地方にとって大きな問題となっている。本学の位置する滋賀県においても、大学や短期大学を卒業し、他府県に職を求めて転出する人口が多いという特徴がある。

一方で、若者たちは高等学校までの生活において、地域と関わりをもつ機会が少ないため、地元の良さに対する認識も低く、地域社会に関する知識や経験に乏しい現実があり、これも若者の地域離れの大きな要因となっている。

地域社会にとって、高等教育機関、特に短大に期待されることは、地域の産業や社会活動に対して有用な人材の育成であり、地域を理解し定着して地域のために貢献できる人材の輩出である。

そのために、本学の目的は、地域をより深く理解し、地域のために何が必要か体験を通して地域の発展のために働くことのできる人材を育成することにある。

具体的には、行政、企業、NPO等との効果的な連携を教育の中に取り込み、コミュニケーションのあり方や人間としての魅力づくり、地域の歴史や文化、地域の政策などについての知識を持ち、学生が地域を舞台にした自らのライフデザインを設計できる力を身につけることができる教育内容とする。

【自己評価】

本学の使命、教育目的は、建学の精神『地域に貢献する人材の育成』を基本理念として定めており、その内容は学則に具体的かつ明確に記載している。また、これらの基本的事項は大学の公式ホームページや大学案内、学生ハンドブックなどにおいて適宜公表している。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 1-1-1】学校法人滋賀学園規程集（3-11 びわこ学院大学短期大学部 学則） 第1条

【資料 F-3】より

1-1-② 簡潔な文章化

【事実の説明】

本学の使命・目的及び教育目的については、1-1-①イ.教育研究目的で記述したとおりであるが、これらの内容を学生が正しく理解することは勿論のこと、日常的に自覚し、主体的に行動することが重要であることから、各年度の学生ハンドブックの前書き部分において、簡潔なわかり易い文章で次のように掲載している。

びわこ学院大学短期大学部の基本理念と教育目的には、「地域に貢献できる人材育成」を建学の精神として、学芸を教授・研究するとともに、複雑かつ多様化する現代社会において、より豊かに生きるために必要とする広範な知識と思考方法を習得させ、日常に起こる諸問題を合理的かつ科学的に解決することのできる教養豊かで、円満な人格をもつ人物を育成することを目的とする。」と明記している。【資料 1-1-2】

【自己評価】

「寄附行為」「大学学則」「学生ハンドブック」等に明示されている大学の使命や教育目的は明確かつ簡潔に記載されている。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 1-1-2】2016 学生ハンドブック (p.2) 建学の精神

【資料 F-5】より

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

教育目標については、内容の具体性と明確性、簡潔な文章化を確保・維持しつつ、大学を取り巻く環境の変化に敏感に対応することが肝要である。具体的には少子化に伴う大学淘汰、グローバル化や地方分権がもたらす地域社会環境の変化、さらにはそれらを背景とする高等教育機関への期待、地域住民や受験生が大学に求める存在意義の変化などを踏まえ、使命・目的及び教育目的について、隨時見直すこととしている。

そのひとつとして、平成 29（2017）年度からの開講を目指して、児童学コースの設置を検討し、少子高齢化の進む地域に求められる子育てがしやすい環境づくりの人材育成に重点を置いた教育に向けた準備を進めている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

«1-2 の視点»

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

【事実の説明】

本学の建学理念『地域に貢献する人材の育成』は、地域が必要とする職能人のニーズに応えることにある。本学が位置する滋賀県東部地域は総じて人口減少が進みつつあり、とりわけ、少子化の進展と高齢者の増加は年々顕著になっている。【資料 1-2-1】

本学が目指す福祉の素養と高い社会性を身に付けた介護福祉士や地域を良く知り、地域の人々と共に地域に貢献できる職能人を養成することは、地元の人的需要に沿ったものといえる。

本学は、女子短期大学として生活文化学科の単一の学科からスタートしたが、その後地域の要請に応える形で、「人間福祉」をキーワードに男女共学、福祉への人材育成、地域での学びを軸に進展してきた。

介護福祉士養成コースでは、高齢社会の到来に伴い不足しがちな介護のプロを育成し、県内唯一の介護福祉士養成課程を持つ短期大学として、多くの人材を輩出してきた。県内の施設においては、本学卒業生への信頼も厚く、毎年就職率はほぼ 100%を達成している。【資料 1-2-2】

地域政策コースでは、これまで行われてきた地域との交流や協働による事業展開をより鮮明にし、地域内の行政や公的機関、NPO 等の団体、地域に根差した優良企業への就職を目指して、指導に取り組んでおり、日本郵政をはじめ、これまでになかった有力企業への就職を果たしている。【資料 1-2-3】

ライフデザインコースでは、地域の企業から求められる多様なニーズに対して、情報教育を基本とした幅広い資格取得を軸に、より高い資質を備えた社会人の育成に努め、ほとんどが地元への就職を実現している。【資料 1-2-4】

更に、平成 29 年度には、少子高齢化による労働力不足への対応として、女性にも働きやすい環境を創り出すため、地域に不足している保育士や幼稚園教諭の育成を目的とした児童学コースの設置に向けて準備を進めている。

【自己評価】

本学では、実務教育と福祉教育の学問領域を融合させ、全人格的な社会人の育成を目指しており、こうした教育理念は教学にも反映され、本学の学びにおける個性・特色と

なっている。また、それらの内容は、印刷物等の媒体を通して明示しており、学内外への周知に努めている。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 1-2-1】平成 28 (2016) 年度 滋賀県中部地域の人口動態と構成

【資料 1-2-2】介護福祉士養成コース就職内定者一覧

【資料 1-2-3】2016 シラバス (pp.57-70)

【資料 F-5】より

【資料 1-2-4】ライフデザインコース就職内定者一覧

1-2-② 法令への適合

【事実の説明】

びわこ学院大学短期大学部学則第 1 章総則第 1 条（目的）において、「本学は、教育基本法に基づき、学校教育法の定める短期大学として学術を教授・研究するとともに、複雑、多様化する現代社会において、より豊かに生きるために必要とする幅広い知識と思考方法を修得させ、日常に起こる諸問題を合理的かつ科学的に解決することのできる教養豊かで、円満な人格を持つ人物を育成することを目的とする。」と定めている。このことから、本学の使命・目的及び教育目的は、教育基本法及び学校教育法の定めを遵守し、その理念に沿ったものとなっている。【資料 1-2-5】

【自己評価】

大学の使命や教育目的は、法令などを遵守しているものと判断している。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 1-2-5】学校法人滋賀学園規程集 (3-11 びわこ学院大学短期大学部 学則) 第 1 条

【資料 F-3】より

1-2-③ 変化への対応

【事実の説明】

本学では、月 1 回定例的に開催される「自己点検・評価委員会」及び「FD 委員会」と同委員会主催による「FD 研修会」などにおいて、大学を取り巻くさまざまな変化や学生、保護者からの要望などについて広く議論し、本学の教学内容や大学運営に活かすよう努めている。【資料 1-2-6】【資料 1-2-7】【資料 1-2-8】

学生指導を入学から卒業・就職まで地域との連携を重視した形で総合的に実施するため、「入学センター」「実習・実践支援センター」、「進路・就職支援センター」及び「外部連携研究センター」を全学的な組織としている。

なお、「入学センター」では、学生募集に関わる広報や入試業務、「実習・実践支援センター」では、教育実習や施設・企業実習等に関わる学生支援、「進路・就職支援センター」では、進路指導や就職活動に関する学生支援を主な業務にしている。さらに「外部連携研究センター」では、地方自治体や企業、地域住民との連携に関わる教育研究活動を推進するとともに、外部資金獲得に関する業務を主な内容としている。【資料 1-2-9】

【資料 1-2-10】【資料 1-2-11】【資料 1-2-12】

教授会の傘下にある 14 の委員会をはじめ、ともすれば、縦断的に運営されがちな進路・就職指導や実習・実践支援、地域連携事務などに統合的かつ機能的に対処するため、横断的な組織体制をとっている。

なお、「学校法人滋賀学園中期経営計画」では、高等教育機関を取り巻く社会環境の変化や受験生の動向などを見据え、所要の見直しを明文化しており、「第一次経営力向上推進プログラム」において、適切な改善策等について明記することとしている。【資料 1-2-13】

【自己評価】

現行の教育手法やシステム等については、常に学内の関係機関での審議を踏まえつつ、社会の変化に適応できるよう見直しを進めることが重要であり、この体制によって様々な環境の変化にも対応できるものと考えている。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 1-2-6】学校法人滋賀学園規程集

(3-38 びわこ学院大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程)

【資料 1-2-7】学校法人滋賀学園規程集 (3-45 びわこ学院大学短期大学部 FD 委員会規程)

【資料 1-2-8】平成 28 (2016) 年度 FD/SD 研修会開催状況

【資料 1-2-9】学校法人滋賀学園規程集

(4-9 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程)

【資料 1-2-10】学校法人滋賀学園規程集

(4-14 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 実習・実践支援センター規程)

【資料 1-2-11】学校法人滋賀学園規程集

(4-11 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 進路・就職支援センター規程)

【資料 1-2-12】学校法人滋賀学園規程集

(4-13 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部連携研究センター規程)

【資料 1-2-13】学校法人滋賀学園「中期経営計画」

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

地域の高等教育機関としての使命と、本学の建学精神を具現化していく上で、現行の教育目標が社会潮流に適ったものとなっているかなど、その整合性について適宜検証を加え、大学運営に反映してゆくことが肝要である。特に、学園の総合力を発揚するうえで、本学と滋賀学園中学・高等学校との有機的連携を深めていかなければならない。

さまざまな問題点や改善点については、理事長、学長、事務局長による「三役会議」での基本的な対応方針をもとに、教職員がこれらの検討内容を共有して、議論の輪を広げるとともに、段階的に是正を図ることとしている。また、これら改革内容の進展状況を勘案しながら、本学ホームページ等で開示し、学内外の関係者への周知に努め、外部からの声を尊重し、真摯に対応していくことが必要である。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

«1-3 の視点»

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

【事実の説明】

平成元（1989）年度の短期大学開設準備作業においては、主として学長予定者と大学開設準備室が中心となって学園の建学精神を範とした本学の使命・目的などの方向付けを行ってきたが、この調書作成過程においては全教職員が議論に参画しており、大学の使命・目的などについては十分なる理解と支持が得られる結論が導き出されている。開学後においては、各媒体（印刷物やメール、WEBシステム等）を活用して、教育目的等の啓発・周知と情報の共有に努めている。

また、役員に対しては、年度初めの理事会と評議員会において、学長から教学内容の説明に併せて本学の使命・教育目的の取り組み方針について報告するとともに、当該年度の最後の理事会においても、次年度の事業計画や予算など大学運営全般についての説明のなかで、教育目的の達成状況について総括しており、十分な理解と承認が得られているものと認識している。

この他、学則をはじめとする基本的な規程の改廃や地元自治体、各種団体との連携、交流活動について、教授会での議論を踏まえて、理事会と評議員会の承認を得ており、この点についても、役員と教職員の理解と支持が得られている。【資料1-3-1】

【自己評価】

建学の精神等で示された使命や目的については、大学設置申請の事務手続などを通じて役員及び教職員の理解が深められており、また、「大学案内」「学生募集要項」「学則」や「学生ハンドブック」等の印刷物やホームページのポータルサイトにより、学内外への啓発を図っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料1-3-1】平成28（2016）年度 理事会/評議員会 次第 【資料F-10】より

1-3-② 学内外への周知

【事実の説明】

学内外への広報については、周知対象を大きく受験生・保護者と社会一般、新入生を

含む在学生及び卒業生と産業界といった3つの分野に大別し、対象ごとに広報内容にメリハリをつけ、啓発と周知に努めている。

先ず、受験生・保護者と社会人一般に対しては「大学案内」「紫野（広報誌）」「本学ホームページ」などの印刷物と電子媒体を通して周知を図っている。【資料1-3-2】【資料1-3-3】【資料1-3-4】

また、新入生には受験前の「オープンキャンパスでの説明会」「大学案内」、入学後の「入学式での学長の式辞」「新入生オリエンテーション」「学生ハンドブック（学則）」「シラバス」「本学ホームページ」等さまざまな機会や印刷物等を通して、本学の教育理念の説明と併せて〈1-3-③のイ〉に示される3つのポリシーの啓発に努めている。

さらに、在学生については、進級時のオリエンテーションのほか、「リテラシー入門」「キャリアデザイン」等の講義を通して、本学の教育理念・目標について適切に説明している。【資料1-3-5】【資料1-3-6】【資料1-3-7】【資料1-3-8】【資料1-3-9】

この他、一般社会や卒業生、産業界への周知広報については、「就職用パンフレット類」「紫野（広報誌）」「紫薔薇（同窓会誌）」「本学のホームページ」などを通し各方面への啓発に努めている。【資料1-3-10】【資料1-3-11】

【自己評価】

建学の精神（理念）、使命・目的及び教育目的などは、さまざまな媒体（「大学案内」「シラバス」「学生ハンドブック」「広報誌」「大学パンフレット」「大学ホームページ」等）を通して学内外に周知されているものと判断している。

<エビデンス集（資料編）>

- | | |
|--|-----------|
| 【資料1-3-2】 2017 大学案内 | 【資料F-2】より |
| 【資料1-3-3】 ホームページ http://www.newton.ac.jp/bgu/ | |
| 【資料1-3-4】 平成28（2016）年度 紫野（広報誌） | |
| 【資料1-3-5】 平成28（2016）年度 入学式での学長式辞 | |
| 【資料1-3-6】 平成28（2016）年度 新入生オリエンテーション 実施要項 | |
| 【資料1-3-7】 2016 学生ハンドブック (p.6) 基本理念と教育目的 | 【資料F-5】より |
| 【資料1-3-8】 2016 シラバス (p.1) 「リテラシー入門」シラバス | 【資料F-5】より |
| 【資料1-3-9】 2016 シラバス (p.2-3) 「キャリアデザインI, II」シラバス | 【資料F-5】より |
| 【資料1-3-10】 平成28（2016）年度 企業向けパンフレット | |
| 【資料1-3-11】 平成28（2016）年度 紫薔薇（同窓会誌） | |

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

【事実の説明】

ア 中長期的な計画

本学の教育・学術を展開するにあたり、建学理念と教育目的の根幹ともいえる『地域に貢献する人材の育成』を確たるベースにしながら、社会・産業界の質的な変化や社会システム、生活スタイルの変容など社会・経済・文化の流れにしなやかに順応し、地域の一員として力強く生きる資質の養成を最重視しなければならない。

こうした観点にたって、平成 26（2014）年度において策定した中期経営計画には、組織再編検討プロジェクト等の検討結果や地域連携を締結している近郊の市町、高大連携校等の情報などを多面的に反映させている。また、これらから得られた知識・情報については、「3つの方針」に活かしている。【資料 1-3-12】

イ 3つのポリシー

本学では、建学の精神のもと本学の使命・目的及び教育目的を実現するために次の 3 つのポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシー）を定め、教育体制と教育内容の整備に努める一方、こうした取り組みを広く学内外への周知に努めている。

○アドミッションポリシー

- ・地域政策学、情報学、会計学・商学、生活学、高齢者・障害者福祉学について、それぞれ専門的に研究したいと思う人
- ・地域政策学、情報学、会計学・商学、生活学、高齢者・障害者福祉学について興味が有り、専門職としての学識と職能を得たい人
- ・高齢者や地域コミュニティに積極的にかかわり、企業・家庭・行政・NPO などの住・ビジネス・情報・福祉に係る団体との連携・協働のもとに、高齢化社会の生活創造・支援活動に参画したい人
- ・少子高齢化社会を取り巻く諸問題を真剣に受け止め、住、ビジネス、情報、福祉の現場で自ら問題解決に取り組もうとする人

○カリキュラムポリシー

ライフデザイン学科では3つのコースを設け、地域政策、情報処理、居住環境、福祉など生活にかかわる多くの分野の教育・研究を行い、それぞれのスペシャリストを養成するとともに、少子高齢化社会に貢献できる人材を育成する。

○ディプロマポリシー

- ・家庭、職場、地域社会など広範囲な生活領域で、創造的に対応しうる意思と素養を有している。
- ・新しい生活スタイルの創造や優れた職業人になるための情熱と倫理観を持ち、高い技能と豊かな表現力を身に附けている。
- ・自己の学習課題を明確にし、課題解決のための継続的な研鑽ができる。
- ・人間関係を豊かに育てることができる“人間味”を持ち、社会の一員として適切な行動ができる。
- ・日常生活における諸問題を解決するための能力、具体的方策や技術を修得し、地域活動や仕事を通して他人を支援できる。

【自己評価】

上記の 3 つのポリシーのもとで、本学の建学の精神『地域に貢献する人材の育成』に沿った教育体制・教学内容を整備している。なお、これらのポリシーについては、近年大学等を取り巻く環境が大きく変化しつつあることに鑑み、適宜見直しを加え、社会変容に順応していく必要がある。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 1-3-12】学校法人滋賀学園「中期経営計画」

【資料 1-2-15】同じ

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【事実の説明】

本学のライフデザイン学科では、平成 26 年度から、それまでの 5 コース制から 3 コース制に編成を変更している。

「介護福祉士養成コース」は、介護の職種への希望者が減少し、県内の大学や短期大学が介護福祉分野の育成過程を縮小、閉鎖するなか、地域の介護部門の人材不足に対し、その供給に資するため、従来通りの育成を継続するため、その課程を存続させている。

「ライフデザインコース」は、これまで情報、建築・インテリア、キャリアデザイン分野の専門的知識、技能を修得することを目的としていたそれぞれのコースを統合する形で設置したものである。これは、実際の就職先のニーズや地域性および短期大学での学修期間を考慮し、幅広い分野にわたって基礎的な知識、技能を持ち、かつ豊かな社会性を備えた人材育成をめざし、教養教育を軸にカリキュラムを構成している。

「地域政策コース」は、「ライフデザインコース」よりさらに専門的に地域社会との関わりを活かすことのできる人材育成を目的としており、地方公務員や団体職員、NPO 等、地方自治や地域振興に関わる職域を目指す学生を中心に募集している。

ライフデザイン学科の「コース会議」は、介護福祉士養成コースとそれ以外の 2 コースとで構成され、教学上の課題調整はそれぞれの「コース会議」での審議をもとに、「学科会議」で総合調整が図られている。この学科会議は、学科に在籍する助教以上の教員で構成され、学科目標の検証と達成シナリオ、学生動態の共通理解など、教育・研究、運営に関する様々な事項の審議や学科特性を生かした教育に関する企画立案などで機能している。

コース会議及び学科会議で審議された事項について、横断的、総合的に調整・審議する機関として、「教授会」が組織されている。本学の教授会は、学科が单一であることから、学長、学科長、教授、准教授、講師の全専任教員で構成し、教学面の要望等が迅速かつ効果的に対処できるよう事務局から総務課員が参加している。定例教授会は月 1 回、第 4 水曜日に開催し、それ以外にも学長または構成員の過半数からの要請により臨時の教授会を開催することができることとしている。【資料 1-3-13】

なお、上記教授会で審議する事案をあらかじめ検討、調整するとともに、びわこ学院大学ならびにびわこ学院大学短期大学部を横断的に包括し、当面する諸課題を協議する組織として「企画運営会議」を置いている。構成メンバーは、学長、学部長（大学のみ）、学科長、教務部長、学生部長、入学部長、図書館長、入学センター長、進路・就職支援

センター長、実習・実践支援センター長、外部連携研究センター長、及び学長が推薦する教員の他、事務部門からは事務局長、総務課長が参加し、学長が主宰する。会議は月1回（毎月第1水曜日）を定例会議とし、学長の意向により、臨時に開催することがある。【資料1-3-14】

このほかに、教授会の下部組織として、専門的事項を審議、起案、実行することを目的として、14の委員会が組織され、役職により出席する規定委員と学科が推薦する委嘱委員で構成されている。

また、学生の多様な技能習得や活動を支える機関として、4つの独立したセンター（入学センター、実習・実践支援センター、進路・就職支援センター、外部連携研究センター）を併設しており、学生の学修と並行して、単位取得とは関わりなく学生が主体的に学究する教育環境を整えている。【資料1-3-15】【資料1-3-16】【資料1-3-17】【資料1-3-18】

この他、本学が地域に貢献する人材育成を教育理念としていることに鑑み、学生が入学時から、地域住民との交流などを通して、卒業後に地域活動に自主的に参加し、指導的役割を担うよう意識付けを行っている。これらの取り組みは、「[表1-3-1] びわこ学院大学短期大学部組織機構図」で示す体制の下に適正に執行されている。

本学における意思決定プロセスは、コース会議から学科会議で一定の方向付けを行い、関係委員会で協議の後、企画運営会議での横断的かつ総合的な調整を経て、教授会において審議・決定される。なお、人事や財政に係わる事案については理事会の承認が必要となる。

【自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的を戦略的に遂行するための「大学の3つの方針」をもとに、全学的に推進する教育研究及び管理運営の体制が整備されていることから、機能性が発揮できているものと認識している。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料1-3-13】学校法人滋賀学園規程集 (3-14 びわこ学院大学短期大学部 教授会規程)

【資料1-3-14】学校法人滋賀学園規程集

(4-8 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 企画運営会議規程)

【資料1-3-15】学校法人滋賀学園規程集

(4-9 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程)

【資料1-3-16】学校法人滋賀学園規程集

(4-14 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 実習・実践支援センター規程)

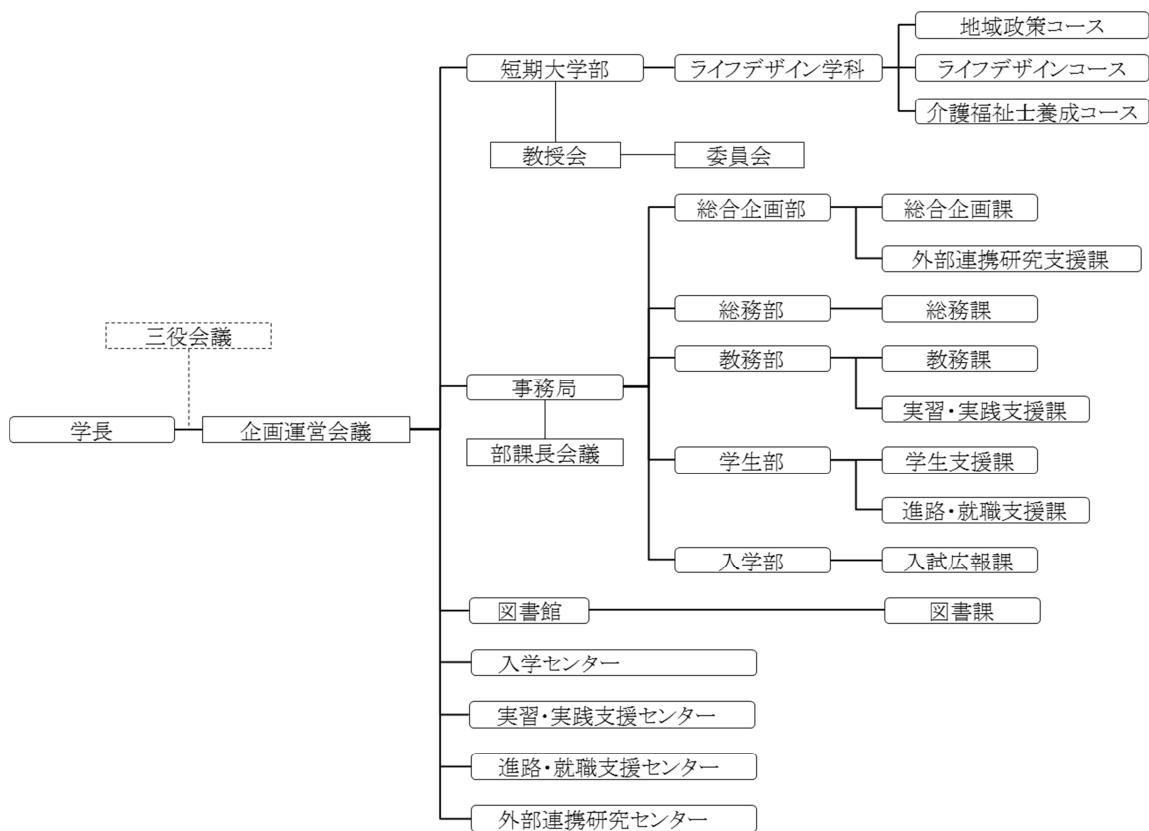
【資料1-3-17】学校法人滋賀学園規程集

(4-11 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 進路・就職支援センター規程)

【資料1-3-18】学校法人滋賀学園規程集

(4-13 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部連携研究センター規程)

[図 1-3-1] びわこ学院大学短期大学部 組織機構図



(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

近年、大学運営は先行きが見通せない試練の時を迎えており。とりわけ、少子化の進行に伴う大学志望者の減少は、熾烈な学生確保や大学の大衆化による学力低下、さらには科学技術やグローバル化の進展が相俟って、これまでの延長線上にはない斬新な取り組みが求められるようになっている。

幹線交通から距離をおく本学の地理的条件や、単科大学として学問領域が限定されることなどの負の側面をしっかりと直視し、これらの課題を適確に克服していくための不断の見直しは、本学の持続的発展にとって最も重要な事項である。

こうした現状認識のもとに、学生が意欲的に学べる環境づくり、例えば、体験型の教育やキャリア教育など学生が学びの目的を自得するための仕掛け、即ち、新たな教育システムや教育手法を取り入れていくことにより、教学の質的向上はもとより、学生がめざす職業人育成の土壤として機能することが期待できる。

また、地方における顕著な少子高齢化の進行に対応するため、幼児教育の指導者を育成する、児童学コースの新設にも取り組んでいる。

[基準1の自己評価]

本学は開学以来、「地域に貢献する人材の育成」を教育理念とし、これを具現化するための教育条件や研究体制の整備を図ってきた。

ライフデザイン学科は、人間を理解し、円滑なコミュニケーションを身につけ、地域に生

きる社会人の育成を最終目的としていることに鑑み、コースごとに実践と座学を組み合わせた独創的な教育課程を基本とした3つのポリシーを策定し、教学内容の深化と学生の学業への目的意識の涵養など一定の成果を上げている。しかしながら、世の中の変化はそれを大きく上回り、本学の存在価値を内外にアピールすることが大変難しくなってきている。学生確保に向けての効果的な情報発信と資格取得を含め、地域から求められる人材となるための学修に、なお一層力を入れ教育力の質的向上を図っていくべきであると考えている。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

『2-1 の視点』

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者の受け入れの方針の明確化と周知

【事実の説明】

平成 28（2016）年度の入試業務（平成 29 年度入試）は、平成 29（2017）年度におけるライフデザイン学科のコース改編により設置される 3 コース（児童学コース、介護福祉コース、キャリアデザインコース）に対して実施された。

本学の入学者の受け入れについては、複雑かつ多様化する現代社会において、より豊かに生きるために必要とする広範な知識と思考方法を修得し、地域社会に貢献しようとする学生を求め、以下に示す各コースのアドミッションポリシーに基づき実施している。

ア 児童学コース

- ・ 子どもへの深い愛情を持ち、幼児教育に情熱を有する人。
- ・ 保育士や幼稚園教諭等の幼児教育について、専門的に研究したいと思う人。
- ・ 子どもを取り巻く諸問題を真剣に受け止め、保育・教育現場で自ら問題解決に取り組もうとする人。

イ 介護福祉コース

- ・ 高齢者・障がい者福祉学について興味があり、専門職としての学識と職能を得たい人。
- ・ 高齢者・障がい者福祉学について、専門的に研究したいと思う人。
- ・ 高齢者や障がい者を取り巻く諸問題を真剣に受け止め、福祉の現場で自ら問題解決に取り組もうとする人。

ウ キャリアデザインコース

- ・ 家庭、職場、地域社会における人々の暮らしについて興味があり、それぞれにおける暮らしをより豊かなものとするための学識と職能を得たい人。
- ・ 地域政策学、情報学、生活科学について、専門的に研究したいと思う人。
- ・ 家庭、職場、地域社会における人々の暮らしを取り巻く諸問題を真剣に受け止め
- ・ 家庭、職場、地域社会における人々の暮らしを取り巻く諸問題を真剣に受け止め、それぞれの現場で自ら問題解決に取り組もうとする人

この内容については、「大学案内」「学生募集要項」「本学ホームページ」等に明示するとともに、学科の受け入れ方針とあわせて、高校教員対象入試説明会、オープンキャンパス、高大連携講座、高等学校訪問（進路指導担当者への説明や進学ガイダンスへの参加）等さまざまな機会を通して詳細に説明している。また、こうした対面的な働きかけと並行してフェイスブック等のソーシャルネットワークシステム等を活用して、潜在的な志願者の開拓を行っている。

具体的には、平成 28（2016）年度も前年度と同様に年 9 回開催したオープンキャンパスでは、学科の教育目標やカリキュラムの説明、個別入試説明、卒業生トークショーなどを実施しており、更に、新たな取り組みとして少しでも本学を知ってもらいたいと、いろいろなイベント企画に参加できるようにオープンキャンパスを前後半の 2 部制で行い、オープンキャンパスの魅力化の向上に努めた。この他、高等学校の要請による高大連携講座や高等学校生徒（1、2 年生含む）のキャンパス見学会などの高等学校や生徒達を対象とした多様なチャネルを通してアドミッションポリシーを念頭においていた大学の受け入れ方針の説明と周知に努めている。【資料 2-1-1】～【資料 2-1-9】

【自己評価】

以上より、本学においては、アドミッションポリシーが明確に公表・周知されていると判断できる。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-1-1】びわこ学院大学短期大学部 学生募集要項

【資料 2-1-2】オープンキャンパス参加状況

【資料 2-1-3】高校教員対象 平成 29 年度入試説明会 実施要項

【資料 2-1-4】オープンキャンパス 2016（チラシ）

【資料 2-1-5】平成 28（2016）年度 滋賀県立高等学校生徒を対象とする大学連続講座

【資料 2-1-6】平成 28（2016）年度 滋賀県高校訪問記録、高校訪問記録（県外）

【資料 2-1-7】平成 28（2016）年度 キャンパス見学会日程表

【資料 2-1-8】2017 大学案内

【資料 2-1-9】ホームページ <http://www.newton.ac.jp/bgu/exam/> （入試情報）

2-1-② 入学者の受け入れ方針に沿った学生受け入れ方法の工夫

【事実の説明】

本学では、学生募集要項にアドミッションポリシーを記載し、その周知・徹底をはかっている。それは、本学ライフデザイン学科が目指す「学芸を教授・研究するとともに、複雑かつ多様化する現代社会において、より豊かに生きるために必要とする広範な知識と思考方法を修得させ、日常に起こる諸問題を合理的かつ科学的に解決することのできる教養豊かで、円満な人格をもつ人材の育成」といった教育目的を深く理解し、学修への高い意欲や良好な人間関係の構築を志向する学生の確保を念頭においていたからである。そして、本学の入学者選抜は、「入学者選抜規程」及び「入学センター規程」に基づき適正かつ公正な体制のもとで実施しており、業務の総括は、規程に定める入学者選抜の実

施体制（入学試験の組織体制）における入学試験実施本部がこれを行っている。【資料2-1-10】～【資料2-1-12】

なお、入学試験実施本部の所掌する入学試験の種別は以下の通りである。【資料2-1-10】

AO入試	自己PR書に基づく本学教員との個別面談試験により合否を判定する。なお、受験にあたり事前説明を課している。
推薦入試 (公募制度)	小論文または1科目受験 ¹⁾ のいずれかと本学教員との集団での面接試験と書類審査により合否を判定する。
推薦入試 (指定校制度)	本学教員との集団での面接試験と書類審査により合否を判定する。
推薦入試 (自己推薦制度)	小論文、本学教員との個人面接試験と書類審査により合否を判定する。
一般入試	1科目受験 ²⁾ と書類審査により合否を判定する。
大学入試センター試験利用入試	大学入試センター試験の対象科目により合否を判定する。
社会人入試	小論文、本学教員との個人面接試験と書類審査により合否を判定する。
外国人留学生入試	本学教員による口頭試問と書類審査により合否を判定する。

1)…国語の基礎問題

2)…国語総合（近代以降の文章）

本学では、入学者の選抜方法を多様化することで、受験者の入試種別の選択肢を広げるとともに、多様な学生を幅広く受け入れるために努めており、特にAO入試に関しては、オープンキャンパス等での事前説明を課し、入学後のミスマッチを防ぐ工夫をしている。また、今年度は推薦入試（自己推薦制度）を年内（12月）に実施し、早い時期に入試種別の選択肢を広げ、多様な受験者の受け入れにも対応している。【資料2-1-1】【資料2-1-13】

なお、入学者選抜の実施方針、入試詳細、学生募集要項に関する事項等については、入学センター企画運営委員会での協議の後、本学教授会の審議を経ることになっている。また、入学試験問題については、入試問題作成委員会から問題作成を委嘱された本学教員による各教科の入試問題作成チームによって作成され、入学試験実施委員会の管理・運営のもとで採点が行われる。その際、出題者間で複数回のチェックを行うなど、採点ミスの発生防止に努めている。なお、合否判定にあたっては、入試判定委員会による一次案をもとに本学教授会での審議を経て、合格者を決定している。【資料2-1-12】

また、本学では、入学予定者が入学試験合格後も学習を継続し、入学後の専門教育カリキュラムに不安なく取り組むことができるよう入学前学習を実施している。その学習対象は、AO入試、指定校制推薦入試及び公募制推薦入試（前期・後期）、自己推薦入試の合格者であり、その内容について、児童学コースでは、必須課題としてコメントノートの作成（記事数30件以上）及び感想文（1000字～1200文字程度）を課しており、推奨課題としては福祉関連のボランティア活動とピアノの練習を推奨している。また、

キャリアデザインコースでは、次の 3 つの課題①一般常識や SPI の基礎的な問題集、課題②新聞記事スクラップノートの作成（記事数 30 件以上）、課題③情報に関する検定試験受験の推奨である。そして、介護福祉コースにおいては、必須課題としてコメントノートの作成（記事数 30 件以上）及び感想文（1000 字以上）を課しており、推奨課題としては福祉関連のボランティア活動を推奨している。【資料 2-1-14】

【自己評価】

以上より、本学においては、アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜を公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用していると判断できる。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-1-10】学校法人滋賀学園規程集

（3-40 びわこ学院大学短期大学部 入学者選抜規程）

【資料 2-1-11】学校法人滋賀学園規程集

（4-9 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程）

【資料 2-1-12】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部

入学試験の組織体制図（平成 29 年度入試）

【資料 2-1-13】びわこ学院大学短期大学部 AO 入試エントリー許可証

【資料 2-1-14】入学前学習関連資料（配付資料）

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【事実の説明】

本学は、入学定員及び収容定員に見合った適切な教育環境の維持、確保を念頭に、在籍学生の安定的確保に向けて、入学センターを中心に全学挙げての精力的な取り組みを進めてきた。しかしながら、ここ数年における本学の入学者数の動向は、総じて入学定員に対して未充足の傾向にあった。そこで、少子化と学生の短期大学離れが進む社会情勢の中で本学全体の定員の適正化を図るため、平成 29（2017）年度にはライフデザイン学科のコース改編が成され、地域政策コースとライフデザインコースが統合されキャリアデザインコースになり、介護福祉士養成コースは介護福祉コースに名称変更され、そして世の中の保育士不足が深刻な社会状況の中、東近江市からの要請もあり、本学では保育士養成に向けて新たに児童学コースを新設することになった。なお、本学の入学定員は前年度と同様で 80 人ままである。このため平成 28（2016）年度の入試業務（平成 29 年度入試）は、上記の 3 コース（キャリアデザインコース、介護福祉コース、児童学コース）に対して実施された。そして、この年度における入学（予定）者数は 79 人で、入学定員に対する比率は 98.8% となり、本学の最重要課題のひとつである入学定員の確保についてはほぼ満足する結果となった。これは、本学の魅力である少人数教育という教育環境を維持しつつ、適切な学生受入れ数の維持がなされていると判断できる。

そして、平成 29（2017）年度における本学の学生数は、前年度の入学定員の未充足の影響はあるが、上記の入学（予定）者数を加えて 140 人となり、その結果、本学の収容定員に対する充足率は 87.5% となり、概ね本学の収容定員を満たす結果となった。しかしながら、

完全な定員充足には至っていないので、今後の課題は、本学の入学定員の確保と収容定員の充足である。【資料 2-1-15】

【自己評価】

以上より、本学では、少人数教育という教育環境の確保しつつ、適切な学生受入れ数の維持がなされていると評価している。今後は、入学定員の確保と収容定員の充足が課題である。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-1-15】入学者数、定員充足率 推移（過去 5 年）

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 28（2016）年度の入試業務（平成 29 年度入試）は、「びわこ学院大学短期大学部 入学者選抜規程」および「びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程」に定める入学センター企画運営委員会で審議し、教授会での決定を経て、入学試験実施本部がこれを行った。その結果、入学試験実施に係る組織体制がより明確で公正に機能したので、次年度もこの組織体制の維持と更なる入試業務のスマーズ化に努める。

また、今年度の入試における入学（予定）者数の増加につながった要因を調査するため、入学生及び高校訪問時には進路担当教員などに対して、本学についての聞き取りなどを実施したい。

今後の 18 歳人口の動向や受験志望分野の多様化が進むなか、「入学検定料フリーパス制度」や「ファミリー優遇制度」といった優遇制度に加えて、「資格取得奨励金」及び「公務員奨励金」等という本学独自の奨励金制度を充実させることにより、優秀な人材の確保に努める。

また、本学ライフデザイン学科は、平成 29（2017）年 4 月から始まる 3 コースの魅力を高校訪問、高大連携講座、オープンキャンパス、大学のホームページ等を通して広くアピールし、学科及び各コースの教育方針等を十分に浸透させていくことに加え、資料請求者等の「積極的接触者」へのアプローチを強化し、学生募集における効果を高めていきたい。そして、若者の介護離れが大きな社会問題化している現在の介護福祉コースの入学者確保のために、高等学校での福祉関連の出前授業等を積極的に受け入れるとともに、福祉施設で働く多くの卒業生には、施設見学や体験授業で施設にきた高等学校の学生達に本学介護福祉コースの魅力を語り伝えてもらい本学のオープンキャンパスへの参加学生数を増やし、入学者数の確保につなげていきたい。

以上の通り学生の受入れについては、これまでアドミッションポリシーに沿って入試制度や試験内容等について見直しや改善を図り、一定定着しつつある。しかしながら、全国的には入学試験制度のあり方が議論されている時期であることから、これらの推移を見守りながら本学独自の態勢整備に向けて、研鑽を深めていきたい。

2-2 教育課程及び教授方法

«2-2 の視点»

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

【事実の説明】

本学学則の第 1 条 2 項に、短期大学部ライフデザイン学科の教育目的として、「生活設計に関わる広範な知識・技術を教授し、企業実務及び福祉に関して高度な専門性を有する人物の育成を目的とする」としている。

この教育目的をもとに立てたディプロマポリシーとカリキュラムポリシーに基づき、教育課程を設定している。これらはいずれもシラバスの巻頭に掲載し明示している。【資料 2-2-1】

【自己評価】

上記のように、本学では教育目的に則り各コースの教育課程を実践しており、教育目的を踏まえた教育課程の編成方針は明確であると考える。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 2-2-1】2016 学生ハンドブック (p.6) ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー 【資料 F-5】より

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【事実の説明】

前述のディプロマポリシーとカリキュラムポリシーをもとに、ライフデザイン学科の教育課程を編成している。さらに、これらの教育目標を教職員が共通認識するために、各コースの教育課程を示している。【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】

また、平成 26 (2014) 年度から CAP 制を取り入れ、学生の学習時間の確保に努めている。【資料 2-2-3】

本学では、FD 委員会を中心に企画した FD 研修を実施し、これは原則全教員が参加することになっている。【資料 2-2-4】【資料 2-2-5】

その他、教員間での授業公開を全学一斉に行うなど、各教員が自律的に授業内容や授業方法の改善・向上や教授方法の工夫・開発に努めている。【資料 2-2-6】

【自己評価】

本学では、教育課程の編成方針に則って教育課程を体系的に編成し、FD 活動をとおして教授方法の工夫・開発に努めている。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 2-2-2】2016 学生ハンドブック (p.67) 科目配置表

【資料 2-2-3】2016 学生ハンドブック (p.23) CAP 制

【資料 2-2-4】平成 28 (2016) 年度 第 1 回 FD 研修会報告書

【資料 2-2-5】平成 28 (2016) 年度 第 2 回 FD 研修会報告書

【資料 2-2-6】平成 28 (2016) 年度 公開授業参加報告書

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

社会の変革と地域のニーズの変化を的確にとらえ、それに沿った教育課程を編成するため、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーを年度ごとに点検し、必要に応じて見直しを図る。

FD 委員会は、関西地区 FD 連絡協議会における交流等を活かし、有効な FD への取り組みを日常的に模索し、全学的な研修を定期的に行なうことはもとより、教員各自の主体的な取り組みを支援する。

2-3 学修及び授業の支援

『2-3 の視点』

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

【事実の説明】

入学時にはアドミッションポリシー及びディプロマポリシーの説明と履修指導、また各年度開始時の履修指導を、教職員が協力しながら行っている。【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】

地域政策コース、ライフデザインコースでは、履修結果などを学生自身が記録する「学修の記録」をもとに、クラス及びゼミ担当教員が学生指導を行っている。1 年次の基礎演習の時間に「学修の記録」の作成と利用方法についての説明を行い、学修支援や授業支援の充実に努めている。「学修の記録」は、原則として個別面談において、記述内容を確認することとしており、学生指導の充実に努めている。【資料 2-3-3】

介護福祉士養成コースでは、厚生労働省による介護福祉士養成課程を踏まえて、クラス及びゼミ担当教員が学生指導をしている。

職員による授業支援として、視聴覚機器、教育機器の維持管理、学力支援講座、進路指導などにおいて支援や指導を実施している。

学修支援については、基礎学力の向上を目的として、進路・就職支援センターが実施している基礎学力講座があり、組織的、継続的に行なっている。

オフィスアワーは、昼休み時間を利用して行っており、各教員の開催可能曜日の一覧を掲示にて案内している。前述したように、クラスやゼミにおける「学修の記録」を利用した面談指導を行っており、また学生自身の研究室訪問も頻繁にあり、オフィスアワー的な意味をもっている。

短期大学部では TA による授業支援を行っていないが、介護福祉士養成コースでは、平成 25 (2013) 年度より卒業生をアシスタントとして採用し、授業支援の充実に努めている。(生活支援技術演習) また、ポータルサイトや情報機器など、IT 環境の活用を行っている。【資料 2-3-4】

休学学生・退学学生については、クラス・ゼミ担当教員が面談や電話により当該学生から聞き取りや相談を行っている。場合によっては、保護者の方の来学を得て、教務職員をまじえて単位取得の状況等を踏まえた丁寧な進路指導を行っている。

【自己評価】

本学では、学生への学修支援にあたり、教員と職員の協働を進め、多様な場面において学修支援及び授業支援の充実に努めている。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 2-3-1】平成 28 (2016) 年度 新入生オリエンテーション 実施要項

【資料 2-3-2】平成 28 (2016) 年度 在学生オリエンテーション 実施要項

【資料 2-3-3】学修の記録

【資料 2-3-4】2016 シラバス (pp.102-105)

【資料 F-5】より

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

教員と職員はその数も少なく、日常的にコミュニケーションがとりやすい環境にあるが、人員配置の変更などによって、意思の疎通が難しくなることも考えられる。今後は組織全体の取り組みとして、必要な協議、情報交換等の時間を定期的に設定することも必要であると考える。

また、平成 27 (2015) 年度末には学生情報の一元化を図るシステムが導入され、その情報を教職員が共有することによって、学生の学習・生活への支援がより効果的になされることが期待される。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【事実の説明】

短期大学部ライフデザイン学科のディプロマポリシーは、次のとおり定めており、これに則り運用している。【資料 2-4-1】

- ・家庭、職場、地域社会など広範囲な生活領域で、創造的に対応しうる意思と素養を有している。
- ・新しい生活スタイルの創造や優れた職業人になるための情熱と倫理観を持ち、高い技能と豊かな表現力を身に附けています。
- ・自己の学習課題を明確にし、課題解決のための継続的な研鑽ができる。
- ・人間関係を豊かに育てることができる“人間味”を持ち、社会の一員として適切な行動ができる。
- ・日常生活における諸問題を解決するための能力、具体的方策や技術を修得し、地域活動や仕事を通して他人を支援できる。

ライフデザイン学科の単位認定要件については、「びわこ学院大学短期大学部ライフデザイン学科授業科目履修及び試験等に関する規程」において、科目履修、試験、成績評価基準等を定めており、これらの内容については、学生ハンドブックに記載するとともに、オリエンテーションなどにおいても学生への周知を図っている。また、各科目の単位認定については、シラバスにおいてもそれぞれの科目的成績評価基準を示している。

【資料 2-4-2】

進級の要件については特に定めではない。卒業の要件としては、ライフデザイン学科に2年以上在学し、所定の単位を修得した者に、教授会の議を経て認められる。また、ライフデザイン学科(介護福祉士養成コースを除く)の卒業が認められた者には、短期大学士(家政学)が、介護福祉士養成コースの卒業が認められた者には、短期大学士(社会福祉学)の学位が与えられる。

これらの詳細については、「学生ハンドブック」に明示している。【資料 2-4-3】

【自己評価】

本学では、単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用に勤めている。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 2-4-1】 2016 学生ハンドブック (p.6 ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー) 【資料 F-5】 より

【資料 2-4-2】 2016 学生ハンドブック (pp.156-160)

びわこ学院大学教育福祉学部 授業科目履修及び試験等に関する規程

【資料 F-5】 より

【資料 2-4-3】 平成 28 (2016) 年度 卒業判定資料 (教授会資料)

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

単位認定、進級及び卒業・修了認定等については、シラバス、ハンドブックで基準を明確に示しており、その判定は教授会などにおいて適正に実施しているが、今後も継続して厳正に運用する。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【事実の説明】

ア インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備

「地域政策コース」と「ライフデザインコース」では、学科科目として1年次に「インターンシップ実習指導」及び「インターンシップ実習」を設け、学生の目指す専門分野に関連した職場などで一定期間の職業体験をする。また、教養科目ではあるが、1年次に「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」を開講している。大学から社会へのスムースな移行に向け、生きることや人生について、職業とは何かについて考えることで、生き方や働き方の見取り図が構想できるように学修している。学修した気づきや学びをゼミ・サークル活動や資格取得等へ波及することができるようにするのも目標の一つである。【資料 2-5-1】

「介護福祉士養成コース」では、介護福祉士国家資格の取得を目標とし、一定期間の学外実習が義務付けられている。学科科目として「介護総合演習Ⅰ」、「介護総合演習Ⅱ」、「介護総合演習Ⅲ」、「介護総合演習Ⅳ」の実習指導科目と「介護実習Ⅰ」、「介護実習Ⅱ」、「介護実習Ⅲ」、「介護実習Ⅳ」の実習科目を開講している。【資料 2-5-2】

「地域政策コース」と「ライフデザインコース」では、外部教育関連企業と連携し、公務員試験や就職試験合格を目指す専門講座を開講し、費用の一部を本学が補助している。【資料 2-5-3】

本学独自の奨学金制度として、公務員試験に合格すると当該特別カリキュラムの受講料を全額返還する「公務員奨励金」制度を導入した。また、資格取得奨励金制度を設け、本学指定の対象資格を受験し取得した学生に対し奨励金を支給する制度で、在学中の資格取得をサポートしている。【資料 2-5-4】

イ 就職・進学に対する相談・助言体制

平成 28 年度には進路支援課を進路・就職支援課、教職支援課を実習・実践支援課と

名称を変更し、日常的に学生の相談・指導などを行っている。入学オリエンテーションから就職ガイダンスを実施し、保護者に対しても「進路・就職等報告会」を実施している。定例の進路・就職支援センター企画運営委員会では、就職担当の作成した資料をもとに、進路ガイダンス、就職対策講座、個別面談等の事業情報を共有しつつ、学生の入学時からの就職・進路目標を実現するため支援を行うことができた。

就職・進路に関する情報や資料等は、進路・就職支援課の室内や外部の掲示板に貼り出し、積極的に情報提供を行うことができた。また、1年次のクラス担任、2年次のゼミの担当教員が「学修の記録」を活用した個別面談を実施し、学生の一人ひとりの進路・進学の相談を行っている。クラス・ゼミ担当教員と進路・就職支援課職員との情報交換も必要に応じて行われ、学生一人ひとりの状況を把握しながら細やかな進路・就職のための支援を行うことができた。【資料 2-5-5】

【自己評価】

入学オリエンテーションから就職に関するガイダンスを実施し、資格取得と進路サポートを体系的に実施している。就職や進学に対する相談・助言体制として、「進路・就職支援課」の職員、クラス・ゼミ担当教員が相談を受け、「進路・就職支援センター企画運営委員会」で学生情報の一元的な管理と指導が容易にできており、基準項目 2-5 を満たしている。

<エビデンス集 (資料編) >

- | | |
|---|-------------|
| 【資料 2-5-1】 2016 シラバス (p.185) 「インターンシップ実習指導」 シラバス | 【資料 F-5】 より |
| 2016 シラバス (p.185) 「インターンシップ実習」 シラバス | 【資料 F-5】 より |
| 2016 シラバス (p.138) 「キャリアデザイン I, II」 シラバス | 【資料 F-5】 より |
| 【資料 2-5-2】 2016 シラバス (pp.196-197) 「介護総合演習 I, II, III, IV」 シラバス | 【資料 F-5】 より |
| 2016 シラバス (p.198) 「介護実習 I, II, III, IV」 シラバス
介護実習ハンドブック | 【資料 F-5】 より |
| 【資料 2-5-3】 2016 大学案内 (p.40,66) | 【資料 F-2】 より |
| 【資料 2-5-4】 資格取得奨励金制度に関する運用規定 | |
| 【資料 2-5-5】 学校法人滋賀学園規程集
(4-11 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 進路・就職支援センター規程)
2016 学生ハンドブック (pp.124-127) | 【資料 F-5】 より |

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

キャリアガイダンスに関しては、建学の精神である「地域に貢献できる人材育成」を目指し、資格取得と学修を深めるため、外部教育関連企業と連携した専門講座の開講や学生の修学意欲向上を図る資格取得奨励金制度を実施している。

「学校法人滋賀学園中期経営計画」のとおり、学生のキャリア形成のためのカリキュラム改革を教務委員会と連携し、キャリア形成の支援を継続して実施していく。

公務員試験合格のための専門講座や資格取得の奨励、インターンシップや学外実習、ボランティア活動への取り組みなど、今後も地域との連携を通した教育と就職の支援に取り

組んでいく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

＜2-6 の視点＞

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

【事実の説明】

ア 進路状況の調査による教育目的の達成状況の点検・評価

ライフデザイン学科において、進路・教職支援センターが把握している進路先の情報をもとに、卒業生の就職率や職種などを中心に分析を行うことで、教育目的の達成状況を点検・評価している。なお、直近の卒業生の進路先は〔表 2-6-1〕〔表 2-6-2〕に示したとおりである。

〔表 2-6-1〕 平成 27（2015）年度卒業生の進路先

コース 職種	地域政策		ライフデザイン		介護福祉士養成		計	
民間企業	7	87.5%	13	81.3%	4	12.5%	24	42.9%
医療・福祉	0	0.0%	0	0.0%	28	87.5%	28	50.0%
進学	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
公務員	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
家事・その他	1	12.5%	3	19.7%	0	0.0%	4	7.1%
計	8	100%	16	100%	32	100%	56	100%

〔表 2-6-2〕 平成 28（2016）年度卒業生の進路先

コース 職種	地域政策		ライフデザイン		介護福祉士養成		計	
民間企業	8	66.7%	6	100.0%	0	0.0%	14	33.3%
医療・福祉	0	0.0%	0	0.0%	23	95.8%	23	54.8%
進学	0	0.0%	0	0.0%	1	4.2%	1	2.4%
公務員	2	16.7%	0	0.0%	0	0.0%	2	4.8%
家事・その他	2	16.7%	0	0.0%	0	0.0%	2	4.8%
計	12	100%	6	100%	24	100%	42	100%

ライフデザイン学科では、平成 28（2016）年度の卒業生の進路先状況として、ライフデザイン学科の地域政策コースとライフデザインコースの卒業生 18 名中 14 名（77.8%）が地元を中心とした民間企業に、そして今年度初めて地域政策コースの学生が公務員への就職を決め、介護福祉士養成コースの卒業生 24 名中 23 名（95.8%）が医療・福祉関係施設への就職となっている。また、その前年度（平成 27（2015）年度）においてもライフデザイン学科の地域政策コースとライフデザインコースの卒業生 24 名中 20 名（83.3%）が企業就職し、介護福祉士養成コースの卒業生 32 名中 28 名（87.5%）が医療・福祉関係施設への就職となっており、「生活設計に関する広範な知識・技術を教授し企業実務及び福祉に関して高度な専門性を有する人材を育成する」という学科の教育目的が達成されている。

イ 学生の就職先等へのアンケート調査による教育目的の達成状況の点検・評価

平成 28（2016）年度、進路支援課が前年度に引き続き、企業向けのアンケート調査を実施した。具体的には、①本学卒業生の印象について 20 項目を列挙して、それに 5 段階で評価するとともに、②その企業が採用にあたって重視する項目を先の 20 項目の中から 5 点を選択してもらった。

これをもとに、企業が「採用にあたって重視する点」と「本学卒業生の印象評価」（平成 26（2014）年度・平成 27（2015）年度卒業生）の対応関係を分析したところ、「採用に当たって重視する点」の上位 10 項目の内 9 項目が、「本学卒業生の印象評価」の上位項目とほぼ一致しており、企業が求める学生を送り出せていることが確認できた。[表 2-6-3]

[表 2-6-3] 「企業が重視する点」と「本学卒業生の印象評価」の比較

平成 26・27(2014・2015)年度卒業生 就職先企業・施設アンケート調査（短期大学部） 回答／調査 = 50／79 (回収率 63.3%)			
・採用にあたって、 どのような点を重視されますか (社)		・短期大学部の卒業生の印象について、 どのように評価されますか (5 段階評価の平均)	
1 誠実である	27	1 誠実である	4.2
2 責任感がある	26	2 人への思いやりがある	4.1
3 人への思いやりがある	24	3 責任感がある	4.0
3 熱意・意欲がある	24	4 熱意・意欲がある	3.9
5 協調性がある	23	5 協調性がある	3.8
6 社会常識がある	18	5 仕事への理解力がある	3.8
6 コミュニケーション能力がある	18	5 社会常識がある	3.8
8 粘り強さがある	9	8 粘り強さがある	3.6
8 仕事への理解力がある	9	8 コミュニケーション能力がある	3.6
10 柔軟性がある	8	10 主体性がある	3.4

【自己評価】

専門職養成という教育目的に向けて、学修や生活環境、教職員の支援が効果的に機能しており、卒業生の就職先の企業等からも概ね良好な評価を受けていることから、本学の建学精神である「地域に貢献する人材の育成」は内外に浸透しているものと認識している。

2-6-② 教育内容・方法及び学習指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【事実の説明】

達成目標の評価にあたり、進路状況調査や就職先等への調査アンケートの結果は、進路・就職支援センター企画運営委員会で報告され、学内で情報共有を図っている。学科はこれらの結果をもとに次期カリキュラム作成や学習指導改善に取り組んでいる。ライフデザイン学科においては、平成 23（2011）年度、平成 25（2013）年度にカリキュラムの改訂を行っており、現在は、平成 29（2017）年度の次期改訂に向け準備を進めているところである。【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】【資料 2-6-3】【資料 2-6-4】

【自己評価】

本学では、卒業生の進路先状況調査や学生の就職先等へのアンケート調査の点検・評価結果は教育内容（カリキュラム）の改善（訂）のための資料として、また、先述の授業評価アンケートや教員相互による公開授業の点検・評価結果は教育方法や学生指導等の改善資料としてフィードバックされており、教育内容、教育力の全般的なレベルアップが図れているものと認識している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-6-1】2011 学生ハンドブック (pp.34-37.) 2010 年度生カリキュラム

【資料 2-6-2】2011 学生ハンドブック (pp.38-41.) 2011 年度生カリキュラム

【資料 2-6-3】2013 学生ハンドブック (pp.42-45.) 2013 年度生カリキュラム

【資料 2-6-4】びわこ学院大学短期大学部 中期計画

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

平成 28 年度、地域政策コースとライフデザインコースは、第 2 期の卒業生を輩出するが、その中で初めて地域政策コースの学生が公務員試験に合格し、県内の公立学校事務職等への就職を決めた。これは、「地域に貢献する人材育成」という目的が、公務員への就職と、地元企業や医療・福祉施設への就職率から、これまでどおり果たせているといえる。今後は、公務員試験の合格者数の増加を目指して、更なる努力が必要である。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

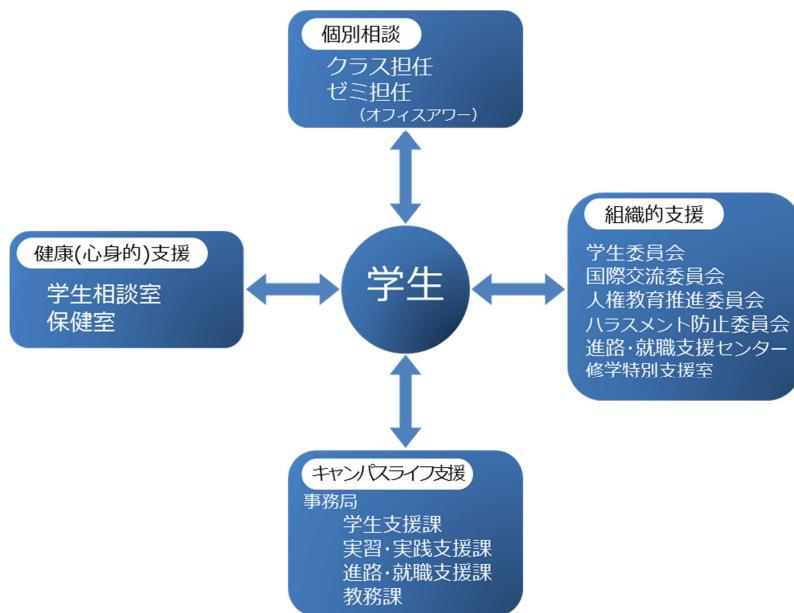
(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

【事実の説明】

学生が充実した学園生活を送ることができる環境づくりは、学業の質を高める上でも重視すべき課題である。本学では「学生委員会」と「進路・就職支援センター」を中心となって、[図 2-7-1] のとおり、学生支援に関するさまざまな制度設計や窓口業務のほか、隔年実施の「学生アンケート」による意識調査など全学的な学生支援活動を展開している。このほか、学生生活の安定に資する組織として、「人権教育推進委員会」と「ハラスメント防止委員会」を設置し、学生と教職員の人権意識の高揚とハラスメントなどの防止に力を入れている。そして、四大と短大の学生をあわせて、学生生活に対する支援を行っている。

[図 2-7-1] 学生支援体制組織図



個別分野ごとの取り組みは次のとおりである

ア 学生サービス、厚生補導のための組織の設置

学生サービスと厚生補導業務を所轄する「学生委員会」では、月次の定例会議において学生生活全般に関する支援の在り方などについて協議を行っている。【資料 2-7-1】

また、事務組織としては、学生部に実習・実践支援課、進路・就職支援課及び学生支援課の3課を置き、学生からのさまざまなニーズに対応している。

実習・実践支援課及び進路・就職支援課では、進路・就職などに関する相談・指導業務を所掌しており、学生支援課では、日常的な窓口対応のほか、学生が学業に専念できるように経済面や生活面、健康面からのサポート業務を主としている。【資料 2-7-2】

イ 学生の人権保障とハラスメント防止等の対応

学内に「人権教育推進委員会」及び「ハラスメント防止委員会」を設置し、学生及び教職員の人権を保障するための取り組みを行っている。【資料 2-7-3】【資料 2-7-4】

学生のための人権研修は、幅広く人権問題をとらえ、11月に人間関係やコミュニケーションという観点からデートDVについての講演会を実施し、啓発を行った。【表 2-7-1】

ハラスメント防止対策については、年度初めのオリエンテーション時に、注意啓発を行い、掲示板での啓発ポスターの貼付、リーフレットの配付など、日頃から意識喚起に努めている。また、相談者への対応については、教員2名、事務職員1名の計3名によるハラスメント相談員を掲示板に公示するほか、学生支援課にメール・ホットラインを開設して携帯電話からのメール相談にも、気軽に、いつでも、迅速に対応できるよう態勢を整えている。なお、当委員会では【表 2-7-2】のとおり、取り組みを行っている。【資料 2-7-3】【資料 2-7-4】【資料 2-7-5】

[表 2-7-1] 人権学習会開催状況

年度	学生対象研修	教職員対象研修
2016 年度	「デートDV」 講師 おうみ犯罪被害者センター職員	「性同一性障害を乗り越えて」 講師 L G B T 人権啓発講師 定政輝氏

[表 2-7-2] ハラスメント防止委員会の状況（大学共通）

年度	取 り 組 み 内 容
2016 年度	新入生オリエンテーションにて、ハラスメント防止について注意啓発

ウ 学生に対する経済的な支援

日本学生支援機構による奨学金受給者は、平成 28（2016）年度では第一種 7 名、第二種 18 名、併用 0 名で計 25 名である。【表 2-7-3】また、滋賀県社会福祉協議会による介護福祉士修学資金貸付制度は、平成 28（2016）年度では合計 22 名が受給している。

【表 2-7-4】

本学独自の奨学金制度には、ファミリー優遇制度がある。また、奨励金制度としては、資格取得奨励金制度、公務員奨励金制度がある。平成 28（2016）年度入学生はファミリー優遇制度については 14 名が適用を受けている。

また、平成 26（2014）年度より開始された資格取得奨励金については平成 28（2016）年度は 5 件の適用を受けている。公務員奨励金については、平成 28（2016）年度は 1 件の適用を受けている。【表 2-7-5】

外国人留学生については、日本学生支援機構による学習奨励費制度があるが、平成 28（2016）年度の適用者は 1 名である。

本学独自の外国人留学生に対する奨学生制度には、入学金、検定料免除、授業料の半額免除の外国人留学生奨学生制度と家賃補助の外国人留学生制度がある。平成 28（2016）年度の適用者は前者が 1 名で後者はいない。

また、外国人留学生に関する支援としては、日本で生活するための諸手続きや生活用品の貸与などの住居支援、アルバイトの情報提供などを行っている。【資料 2-7-6】【資料 2-7-7】

[表 2-7-3] 日本学生支援機構奨学生の状況（短期大学部のみ）

平成 29（2017）年 3 月 31 日現在

	学生数 (A)	奨学生数				割合 (B/A)
		第一種	第二種	併用	計 (B)	
2015 年度生	47	4	6	0	10	21.3%
2016 年度生	55	3	12	0	15	27.3%
計	102	7	18	0	25	24.5%

[表 2-7-4] 介護福祉士修学資金貸付制度の状況

平成 29（2017）年 3 月 31 日現在

年 度	学生数 (A)	受給 学生数 (B)	割合 (B/A)
2015 年度生	25	12	48.0%
2016 年度生	29	10	34.5%
計	54	22	40.7%

※介護福祉士修学資金貸付制度の対象は、介護福祉士養成コースの学生のみ

[表 2-7-5] 本学独自の奨励金制度の適用状況（短期大学部のみ）

平成 29（2017）年 3 月 31 日現在

	学生数 (A)	奨励金利用者のべ人数			割合 (B/A)
		資格取得 奨励金	公務員奨励金	計 (B)	
2015 年度	106	12	0	12	11.3%
2016 年度	105	5	1	6	5.7%

※資格取得奨励金制度・・・本学が推奨する資格を取得した場合、資格に応じた奨励金を給付する制度

※ファミリー優遇制度・・・受験生の兄弟・姉妹・親子が本学を卒業しているか、現在、在学している場合は、入学金の半額を免除。更に同時在籍の場合、同時学期間中の授業料を半額免除する制度。

エ 学生の課外活動に対する支援

平成 21（2009）年度からは大学と短期大学部の学生との合同による部・サークル活動が行われるようになった。平成 28（2016）年度はあわせて 22 団体になっている。

また、認定された部に関しては、活動内容に応じ、学友会から活動費を支給し活動支援を行っている。【資料 2-7-8】

但し、短大部の学生については、授業や実習の関係で、部・サークル活動の参加者は少ない。

オ 「学友会」運営支援

学友会活動の大きな事業としては、毎年 11 月 3 日に開催される大学祭や各種ボランティア活動、卒業時の記念事業などがある。特に学生が企画から運営全般にわたって主体的にプロデュースする大学祭には近隣住民の参加が多く、地域の風物詩的な存在になっており、学生の大きな励みにもなっている。【資料 2-7-9】【資料 2-7-10】

カ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等

学生相談室については、年度初めのオリエンテーション時に学生相談室案内を配布し、相談室へのアクセス方法やプライバシーの保護などについて周知する一方、相談室の利用が望ましいと思われる学生については、クラス及びゼミを担当する教員から利用を促している。カウンセラーは、学生の相談状況及び対応方法などについて学生委員会にて情報提供し、共有化を図っている。【表 2-7-6】

平成 28（2016）年度における相談室の利用状況は、【表 2-7-6】のとおりであるが、本学では日ごろからクラス・ゼミ担当教員が相談を受け、問題解決にあたっている。このため、傾向として、学生が相談室を利用するには、相当深刻な事態になった段階で、行動に移すことが多い。また、学科会議では、特に「気になる学生」に対するケアの時間を確保し、教員間での意見交換を行うとともに、情報の共有に努めている。なお、カウンセラー担当教員やクラス・ゼミ担当教員の話を総括すると、平成 28（2016）年度における相談事案は、友人関係や心の問題、家族のこと等が主なものとなっている。

また、本学では保健室担当者を配置し、健康相談に応じるとともに、応急処置を行い必要に応じて病院への手配を行っている。また、全学生を対象にした定期健康診断を行い、異常が見られた者への適切な保健指導を行っている。【資料 2-7-11】【資料 2-7-12】

[表 2-7-6] 学生相談室利用件数（大学含む） (人)

年度	相 談 時 間	のべ利用者
2016 年度	月・木・金 10:30~14:30	13

【自己評価】

小規模校の特性を活かして、教職員が一丸となり、入学時から学業、健康、生活や経済援助、交友関係などにわたって、きめ細かな個別支援がなされており、学生サービスや厚生補導においても一定水準の対応が維持できていると認識している。また、人権・ハラスメント研修においても、身近な事例をもとに理解を深めている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-7-1】 学校法人滋賀学園規程集（3-33 びわこ学院大学短期大学部 学生委員会規程）

【資料 2-7-2】 学校法人滋賀学園規程集（1-5 事務組織規程）

【資料 2-7-3】 学校法人滋賀学園規程集

（3-35 びわこ学院大学短期大学部 人権教育推進委員会規程）

【資料 2-7-4】 学校法人滋賀学園規程集

（3-39 びわこ学院大学短期大学部 ハラスメント防止委員会規程）

【資料 2-7-5】 学生委員会議事録（第 12 回）

【資料 2-7-6】 留学生のための生活ハンドブック

【資料 2-7-7】 びわこ学院大学借上宿舎入居のしおり

【資料 2-7-8】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 部課外活動団体に関する規程

【資料 2-7-9】 平成 28（2016）年度 紅葉賀祭パンフレット

【資料 2-7-10】 平成 28（2016）年度 学友会事業報告

【資料 2-7-11】 2016 学生ハンドブック（p132）

【資料 2-7-12】 学科会議 議事録

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【事実の説明】

学生生活全般に関する学生の意見や要望の把握は、卒業生を対象としたアンケートと在校生に対する学生生活実態調査、そして意見箱の設置によって図っている。卒業生を対象としたアンケート調査では、大学生活での感想や後輩を念頭においた改善事項が主な内容になっており、これらは FD 委員会で分析検討し、翌年度の第一回教授会で委員会報告として公表している。

意見箱については、学生食堂と学生ホールに設置しており、定期的にチェックした上で、必要に応じ学生委員会で報告している。

こうした定型的な意向調査とは別に、毎年、「学長と学生の懇談会」が設けられており、平成 28（2016）年度の懇談会では、トレーニングジム、駐車場、図書館など施設・設備の利用に係わることや教育指導のあり方、経済面の支援など、大学生活全般に関する事項が話し合われた。【資料 2-7-13】

これらの要望事項については、財政面や施設構造、制度面からの制約もあって直ちに対応できない事項もあるが、たとえば、スクールバスの運行の増便、学生食堂の業者変更による、リーズナブルな価格帯でのメニューの提供など可能なものについては適宜改善策を講じている。ソフト面での要望としてキャンパス内の喫煙禁止についても、受動喫煙防止の観点から平成 28（2016）年度以降、キャンパス内全面禁煙とした。【資料 2-7-14】

なお、意見・要望に関する全般的な対応方針については、先ずは学生委員会で分析評価したうえで、企画委員会で協議し、可能な事項から所要の改善措置を講じることとしている。

【自己評価】

学生生活全般に関する学生たちの意見・要望は、アンケート調査や意見箱、学長と学生の懇談会などを通して適正に把握しており、その分析結果については、取り組み可能なものから順次対応している。学生サービスについては、小規模大学であることから教職員が個別に対応するケースが多く、それらを学科会議やコース会議などの議題に載せ、情報の共有化に努めている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-7-13】平成 28（2016）年度 学長と学生の懇談会記録

【資料 2-7-14】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 学内禁煙推進計画

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活の支援

人権学習については、その時々にあったテーマを選び、講演会を実施するなど取り組みの改善が必要である。また、ハラスマント防止研修も現在の学生の現状を踏まえ、それに対応した話題を取り上げ、自分の問題として関心を持つように工夫する必要がある。

学生の意見・要望への対応

学生生活に関する学生の要望は、学生委員会で集約している。これまで食堂利用、スクールバス、談話室など、キャンパス・アメニティに関する課題が指摘されてきた。これらについては、先送りされているものもあるが、可能な事項から順次改善を加えている。今後、アンケート調査を定量的に集約し、中長期計画に位置づけるなど具体化のシナリオを提示していきたい。

社会情勢の変化に伴って学生をめぐる問題も年々質的な違いを帶びている。これまで、様々な生活相談に関して、クラス、ゼミの担当者が受容的な態度で生活相談に応じるなど、きめこまやかな支援を行ってきたが、専門的な視点から一步踏み込んだ対応ができるよう体制面での整備が求められる。こうしたことから、平成 27（2015）年度以降、体調不良者への日常的な対応はもとより、精神面での悩みを持つ学生に対するメンタルな相談ごとにも対処できる保健室担当者を配置した。平成 28(2016)年度の保健室利用者は 93 人（大学を含む）となっている。

2-8 教員の配置・職能開発等

«2-8 の視点»

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

【事実の説明】

本学における学科の教員数は、エビデンス集・データ編【表 F-6】に示すとおりであり、短期大学設置基準に沿って適切に配置している。専任教員の年齢バランスは、採用時に考慮しており、教育課程の運用に支障の無いようにしている。専任教員の年齢別比率は、60代以上 44.4%、50代 22.2%、40代 33.3% となっている。

専任と非常勤の教員構成は、専任教員数が 9 名、非常勤教員数が 33 名であり、また専任教員による開設授業科目数は 52 科目、非常勤によるものは 57 科目であり、専任教員の占める授業科目比率は 47.7% である。【資料 2-8-1】

【自己評価】

ライフデザイン学科の専門分野に応じて必要な専門教員を確保し、適切に配置している。

<エビデンス集・データ編>

【表 F-6】全学の教員組織

【表 2-15】専任教員の学部ごとの年齢別の構成

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-8-1】2016 学生ハンドブック (p.169)

びわこ学院大学短期大学部 教員名簿

【資料 F-5】より

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

【事実の説明】

教員の採用及び昇任に関する資格審査等は、「びわこ学院大学短期大学部教員選考規程」に基づき適切に実施している。教員の選考にあたっては、人事委員会において、最終学歴、学位、研究業績、社会貢献等の審査をもとに判定し、委員会の推薦を受けた候補者が教授会の審議を経て学長が理事長に推挙し、理事会において決定される。【資料 2-8-2】

採用の形態は、任期を設けない採用と年限を固定した任期制採用を併行して実施している。【資料 2-8-3】

教員の昇任も同様に、「びわこ学院大学短期大学部教員選考規程」に基づき、人事委員会、教授会、理事会を経て決定されている。

教員評価については、教員が年度ごとに「教育研究活動業績申告書」を学長に提出し、評価結果を教員に報告し、また昇進等への参考資料としている。【資料 2-8-4】

教員の研修は、平成 28(2016)年度は FD 研修を 2 回行った。【資料 2-8-5】【資料 2-8-6】

FD 活動としては、学期ごとに学生による授業評価アンケートを実施している。また、毎年度 11 月に教員間での公開授業を実施しており、これらの結果は FD 委員会において報告会等を実施することにより情報の共有化を図るとともに、授業改善や教育力の向上に役立てている。【資料 2-8-7】【資料 2-8-8】

【自己評価】

教員の採用、昇任は適切な手続きを経て決定しており、その評価は客観的、継続的に実施している。FD 委員会による研修会、公開授業の実施、授業評価アンケートの実施などにより教員の資質向上・能力向上への取り組みも積極的に行っており、基準を満たしている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-8-2】 学校法人滋賀学園規程集（3-13 びわこ学院大学短期大学部 教員選考規程）

【資料 2-8-3】 学校法人滋賀学園規程集（3-2 びわこ学院大学短期大学部 就業規則） 第 3 条

【資料 2-8-4】 平成 28（2016）年度 教育研究活動等の業績申告票

平成 28（2016）年度 教育研究活動業績に関する教員評価結果報告書

【資料 2-8-5】 平成 28（2016）年度 第 1 回 FD 研修会報告書 【資料 2-2-4】 に同じ

【資料 2-8-6】 平成 28（2016）年度 第 2 回 FD 研修会報告書 【資料 2-2-5】 に同じ

【資料 2-8-7】 平成 28（2016）年度 授業評価アンケート報告書（春学期、秋学期）

【資料 2-8-8】 平成 28（2016）年度 公開授業参加報告書 【資料 2-2-6】 に同じ

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【事実の説明】

専任教員が少数であることから、平成 25（2013）年度に行った教養教育を含めたカリキュラム見直しについては、「介護系」「非介護系」を軸に、すべての教員に教務課員が加わる形で行った。その結果、平成 26（2014）年度入学生より、コース編成を「地域政策コース、ライフデザインコース、介護福祉士養成コース」に再編し、新カリキュラムを実施した。その中で、教養教育の内容、教養科目と専門科目の関連付けの検討を行っている。カリキュラムの中では、純粋な教養科目とは別に専門教育につなげる教養教育科目群を用意し、新たに「憲法」「経済学」「数学 I」「歴史学」を設けた。【資料 2-8-9】

【自己評価】

介護福祉士養成コース以外のコースで、教養科目と専門科目のつながりがわかるよう

な専門科目への関連付けを行った。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-8-9】2016 学生ハンドブック (p.67) 科目配置表 【資料 2-2-2】と同じ

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

カリキュラムポリシー、ハンドブック、シラバス（担当者一覧）、FD 委員会による研修会、授業評価アンケートの継続、充実に努めていく。

平成 27（2015）年度からは、授業評価アンケートとは別に、学期の早い段階での授業に対する学生の意見を「授業改善アンケート」として収集しており、この結果をもって、学生の理解度に合わせた授業内容の改善が行われるように工夫している。

教養教育の実施体制については、専門科目の理解度の向上を目的とした教養教育科目の適切な配置について、引き続き学科レベルでの検討を重ねていく。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理授

2-9-② 業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

【事実の説明】

校地、校舎及び施設・設備等については、それぞれ設置基準を満たしており、教育目的を達成するための環境は適正に整備されている。また、大学施設の全般についてバリアフリーや建築物の耐震基準などの安全性は確保されており、学内 LAN や IT 機器・設備など情報教育基盤も整っている。なお、これら施設・設備に関する学生からの要請については、アンケート調査などをもとに、緊急性の高いものから改善に努めている。【資料 2-9-1】【資料 2-9-2】

施設等の概要は以下のとおりである。

ア 土地・校舎面積

本学の校地面積は、大学と共に 20,104 m² であり、大学設置基準第 37 条と短期大学設置基準第 30 条の規定により算出される必要な面積 5,800 m² (収容定員学生数 580 人 × 10 m²) を上回っている。また、校舎面積は 7,874 m² であり、大学設置基準第 37 条の 2 と短期大学設置基準第 31 条で規定されている必要な面積 5,738m² を満たしてい

る。なお、建屋全体が3階以下に抑えられており、地域の自然環境に溶け込んだキャンパスとなっている。

[表 2-9-1] 校地・校舎面積

単位：(m²)

区分	収容定員	校地		校舎	
		基準面積	現有面積	基準面積	現有面積
びわこ学院大学	420人	4,200		3,388	
びわこ学院大学短期大学部	160人	1,600	20,104	2,350	8,322
計	580人	5,800		5,738	

イ 教室

講義室は、大講義室（240人）[1室]、特別講義室（200人）[1室]、中講義室（90人）[5室]、小講義室（36人）[3室]を備え、すべてAV機器等によるマルチメディアに対応した装置を整備している。また、実技・演習のできる部屋は、小児保健実習室[1室]、理科室[1室]、音楽室[1室]、ピアノレッスン室[10室]、子ども教育実習室[1室]、行動観察室[1室]、介護・養護・看護実習室[1室]、入浴介助実習室[1室]、造形室[1室]、コンピュータ室[3室]となっている。

各実習室には、それぞれの教育に必要な各種実験・実習ができる十分な設備を備えており、これらの実習室は授業に使用するほか、学生の空き時間における自学自習の使用を認めている。この他、研究室は、個室が38室（大学教員も含む）あり、学生の個別相談や教員とのコミュニケーションを深める場にもなっている。

ウ 体育施設

体育館（909 m²）は、更衣室、シャワールームを完備し、また、運動場（6,194 m²）は全面に人工芝を整備している。他にテニスコート（2面）を備え、授業や課外活動等に使用している。また、平成26（2014）年8月に完成したスポーツ教育棟の1階にはトレーニングルーム、シールドルーム、実験室が設けられており、授業で活用するほか、トレーニングルームでは部活動などの個人利用も可能である。あわせて、部活動の充実、活性化につながるよう、シャワールームを含めた部室棟を整備した。

さらに、第2グラウンド（2599.79 m²）として、陸上競技の数種目が活動できる多目的グラウンドが平成27（2015）年度末に完成し、平成28（2016）年度から供用を開始した。

エ 図書館

本学の図書館（1,098.49 m²）は、閲覧席102席、視聴覚コーナー22席、ブラウジング席26席、検索コーナー6席、ノートパソコン11台及び閉架書庫一室で構成し、蔵書は教育及び福祉の専門書を中心に和書55,654冊、洋書3,495冊、学術雑誌173種、AV資料2,406点である。

開館時間は平日9:00～21:00、年間入館数（平成28（2016）年度）は延べ27,885人となり、年々増加の傾向にある。所蔵図書及びAV資料はすべてデータベース上で検索可能である。車椅子に座ったまでの利用ができるように、本棚が低く通路が広い設計

となっている。

また、本学関係者に加え、広く地域社会にも開放することで大学としての地域貢献の一翼を担っている。利用申し込み数としては例年 30 人前後ではあるが、地元市民や受験を控えた高校生あるいは絵本好きの小学生など幅広い層の人たちが各々の目的に応じて利用されており、また 21:00 までという開館時間も「学校帰りや仕事帰りにゆっくり利用できるのでありがたい。」と好評を得ている。

さらに、平成 28 (2016) 年 10 月には、図書館の地階に学生の学修活動、教員の教育研究活動ならびに職員の自己研鑽活動等を支援する施設としラーニング・コモンズのスペースを作った。

オ その他の共用施設

学生の共用施設としては、学生食堂（150 席）と学生ホール（110 席）がある。食堂については、全面的に専門業者に運営を委託しているが、学生の登校日に波があることから、法人において運営費の一部を補助している。また、学生ホールに設けられている飲食コーナーでは、軽食や飲料が低廉価で提供されており、学生と教職員との懇談やミーティングの場として有効に機能している。

なお、学生食堂については、学生や教職員の意見、要望を勘案し、平成 28 (2016) 年度から業者を変更した。

【自己評価】

短期大学設置基準を満たす校地、校舎を整備し、その施設・設備も教育課程の適正な運営が可能である。また、耐震基準やバイリアフリーなどの安全管理面についても所要の対応がなされており、学修環境は良好なものであると判断している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-9-1】短期大学設置基準 別表第二

【資料 2-9-2】2016 学生ハンドブック (p.174)

びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 施設配置図

【資料 F-5】より

2-9-② 授業を行う学生数の適正な管理

【事実の説明】

本学においては、通常の講義は現有の教室で問題なく対応できているが、実習、演習の科目については、多数の履修登録があった場合はこれを少人数に分割して、きめ細やかな指導が行えるよう配慮している。特に、専門領域の基礎となる教養教育科目（実習）にあっては、学修効果を上げるため、複数の教員が担当するなど、手厚い指導体制を整えている。

学生規模とそれに応じた教室等は概ね満たしているが、今後カリキュラムや時間割の内容次第では、その実施稼働率は満杯になることが予想できることから、教室等の稼働状況の見直しと効率化を図っていきたい。【資料 2-9-3】

【自己評価】

授業科目や教育内容によってクラスを分割したり、複数の教員が担当したりするなど、きめ細かい指導体制が整っていると判断している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-9-3】教室等の稼働状況

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

本学の整備は平成 2（1990）年度で、学舎等の建造物は全て耐震構造で整備しており、防災面でも一定配慮されている。

授業を行うクラス人数については、多人数の科目では 2 クラス以上に分割する等の対応をしているが、カリキュラムが過密な状態であり、学生の安全と快適な教育環境の確保を優先させるためにも、規模に見合った物理的環境、教員体制の確保など、今後の大学の将来構想での検討が必要である。

また、図書館では蔵書の増加に伴い、書架の補充が必要となっている。学生や教職員に対する情報サービスや研究支援機能の充実に向けて、計画的に態勢整備を図っていきたい。

[基準 2 の自己評価]

本学における学習と教授の内容については、教職員の相互協力のもと、少人数ながらも内容の充実に努力し、その基準を満たしているものと考えている。

学生の受け入れは、大学入学を迎える年代層の人口減少が大きく響いて定員を充足することが難しくなってきているが、地域のニーズを把握し、求められる人材の輩出に努めており、この姿勢を継続することが重要であると認識している。教育課程においては、ニーズの変化に柔軟に対応しながらも、短期大学として必要な基礎的な教養や人として求められる資質を育むことを目標にその内容を吟味している。

また、教授方法については、学生の理解力を見極め、授業に引き込む方法を、FD 等を通じて常に研修し、全学一丸となって内容の向上に努めている。

学修に対する学生への支援として、オフィスアワーや個別指導に重点を置き、常に身近な存在としての教職員が、学生に寄り添う体制を探っている。

単位認定や卒業認定にあたっては、成績評価基準をもとに客観的な判断ができるよう努めている。学生のキャリア形成に関しては、インターンシップ実習や地域へのフィールドワークを授業の中に取り入れ、自立意識や社会性の向上を、短期間に修得できるよう努めている。教育目的の達成状況は年度ごとに評価し、新たな課題を設けて常に地域社会の声を反映できるよう努めている。学生サービスの点では、小規模校ゆえの量的サービスの不足は否めないが、学生のニーズの把握に努め、できうる限りの整備を進めてきた。

教育内容の根幹である教員の配置や職能開発では、短期大学設置基準を遵守し、適切な配置を考慮している。また、短期大学全体の取り組みとして、各教職員のスキルアップに努めている。教育環境の整備については、安全で安心して学べる環境づくりに配慮し、学生のニーズを把握しながら段階的に整備・改良を行っている。

基準4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

«4-1の視点»

4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

【事実の説明】

短期大学部の使命・目的は、「びわこ学院大学短期大学部学則」第1条第1項に、またライフデザイン学科の目的は同条第2項に定めている。同学則第2条には、「前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と定めている。

本学では、これに基づき「自己点検・評価委員会」を設置し、「自己点検・評価委員会規程」に則り毎年、自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価の基準は文部科学省のガイドラインに従い、平成24（2012）年度以降は、短期大学認証評価機関の評価項目を参考に、教育研究・組織運営・施設設備等の状況について定めている。【資料4-1-1】【資料4-1-2】【資料4-1-3】

【自己評価】

自己点検・評価に対する教職員の意識も定着し、日常の業務にも浸透している。今後は、この制度を活用し、更に学内の環境の充実と課題の解決を推進していくことが重要であると考える。

<エビデンス集（資料編）>

【資料4-1-1】学校法人滋賀学園規程集（3-11 びわこ学院大学短期大学部学則）（第1条）

【資料4-1-2】平成27（2015）年度 自己点検評価報告書

【資料4-1-3】自己点検・評価委員会議事録

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

【事実の説明】

本学の自己点検・評価委員会は、「びわこ学院大学短期大学部学則」第2条および「びわこ学院大学短期大学部教授会規程」第7条の規定に基づき設置し、「びわこ学院大学短期大学部自己点検・評価委員会規程」にあるように、学科長、教務部長、学生部長、図書館長、教員1名が委員となり、学長がオブザーバーを務める。

そのため、自己点検・評価のための資料や情報の収集は、全学にわたって行うことが

可能となっている。【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】

【自己評価】

自己点検・評価委員会は、必要に応じて調整・打合せを重ね、点検、評価、報告書の作成に主体となって機能している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-1-4】学校法人滋賀学園規程集（3-11 びわこ学院大学短期大学部学則）第 2 条

【資料 4-1-5】学校法人滋賀学園規程集（3-14 びわこ学院大学短期大学部教授会規程）第 7 条

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【事実の説明】

自己点検・評価委員会は、年度末の自己点検・評価に向けて、調査・分析・協議を行っているが、必要なデータの収集や各部署との連携は、随時行っている。【資料 4-1-2】

【資料 4-1-3】

【自己評価】

本学における自己点検・評価は、毎年定期的に実施している。また、年度ごとの点検によって明らかになった新たな課題を抽出し、翌年度の計画にはその解決策を提示し、継続的な改善が実施されるよう努めている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

現在のシステムでは、毎年の資料の検索や情報の収集が、担当者にとってまだ大きな負担となっているため、日常業務の中でさらに情報の整理を行い、IR の手法なども検討しながら、より効率的に行われるよう工夫することが求められている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

«4-2 の視点»

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

【事実の説明】

自己点検・評価にあたっては、点検すべき事項とそれに対応する評価の基準に該当する項目について、客観的かつ具体的な根拠に基づくエビデンスを元に行っている。

「自己点検・評価委員会」は、現状把握のために必要な調査・データの収集と分析にあたって、実態を明確に表わすエビデンスを求め、各部署においては、恒常にこれらのデータを蓄積するよう努めている。【資料 4-2-1】

【自己評価】

4-1 の改善・向上方策にもあるように、まだ工夫の余地はあるものの、現状で必要十分な資料・データの集積は行われている。【資料 4-2-1】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-1】 自己点検チェックリスト

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

【事実の説明】

「自己点検・評価委員会」は、自己点検・評価のための情報を、委員を通じて各部署から収集し、各部署でなされた分析に加え、更に総合的な観点から分析を行っている。

基本的な情報はもとより、「FD 委員会」において実施される「授業評価アンケート」や、「学生委員会」が実施する「学生生活に関するアンケート」、「進路・就職支援センター」が行う「就職先企業アンケート」、卒業時に行われる「卒業生アンケート」、FD/SD 等の研修を通じてもたらされる各種情報等を精査し、評価に活かしている。【資料 4-2-2】

【自己評価】

部署ごとに、あるいは必要に応じて部署間の連携によって、大学の現状把握のための調査と情報収集及び分析は、十分に行われている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-2】 学校法人滋賀学園規程集

(3-38 びわこ学院大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程)

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【事実の説明】

「自己点検評価報告書」は、各教職員に配布するとともに学内データベースに登録し、隨時閲覧が可能である。また、図書館にも配架しており、学生も閲覧が可能となっている。

社会への公表については、一般に大学のホームページに掲載している。【資料 4-2-3】

【資料 4-2-4】

【自己評価】

本学の自己点検・評価にかかる結果については、上記のように学内共有、社会への公

表共に、適切に実施されていると判断する。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-2-3】 平成 27（2015）年度 自己点検評価報告書 【資料 4-1-2】と同じ
【資料 4-2-4】 ホームページ <http://www.newton.ac.jp/bgu/koukai/> (情報公開)

（3）4-2 の改善・向上方策（将来計画）

現状では、組織的な IR の実施にまでは至っていないが、平成 27（2015）年度末に導入された学生情報のデータベースを根幹に、今後、学内の様々な情報をデータベース化し、生きた情報として教育・研究、学生支援、大学経営および自己点検・評価に活かせるよう、システムの構築計画を策定中である。

4-3 自己点検・評価の有効性

«4-3 の視点»

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

（1）4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

（2）4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組の確立と機能性

【事実の説明】

「自己点検評価報告書」に記載された課題については、各関係部署の委員会において年度計画に活かされるよう、改善案の検討を行っている。

自己点検・評価の段階において、従前の課題に対して改善がどの程度行われたか、その効果を示す資料を元に再評価を行い、次年度計画に盛り込むとともに、中期計画（平成 26（2014）年度～平成 30（2018）年度）の策定に活かしている。【資料 4-3-1】【資料 4-3-2】

【自己評価】

本学では自己点検・評価の活用のため、PDCA サイクルの仕組みが有効に機能するよう配慮し、大学の改善・向上に努めている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-3-1】学校法人滋賀学園規程集

(3-38 びわこ学院大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程)

- 【資料 4-3-2】学校法人滋賀学園「中期経営計画」

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

中期計画に基づいた短期大学運営の実現に向けて、PDCA サイクルがより有効に機能するよう、マニュアル化等も含めその確立を図る。更に、平成 27（2015）年度に受審した認証評価における結果も、中期計画に反映し、短期大学の運営の改善・向上に努める。

[基準 4 の自己評価]

自己点検・評価の適切性については、「びわこ学院大学短期大学部学則」及び「びわこ学院大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程」に基づき、毎年自主的かつ自律的な自己点検・評価を行っている。

今後の課題としては、学内情報のデータベース化による IR の実施とその活用があげられる。

IV. 短期大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献

A-1 短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供

《A-1 の視点》

A-1-① 短期大学施設の開放、公開講座など、短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 短期大学施設の開放、公開講座など、短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供

【事実の説明】

びわこ学院大学短期大学部では、びわこ学院大学との共有施設ではあるが、それを活用して地域社会との交流を積極的に図っている。

そのひとつとして、登録制による一般の図書館の利用を進めており、地元である東近江市内の図書館との相互利用や、県内の大学図書館との交流も行っている。

また、滋賀県の「シルバー人材センター」から委託を受け、学内施設や専門教員を動員しての「生活支援サービス従事者講習」を実施している。

地域住民向けとしては、複数のプログラムによる「公開講座」なども行っており、地域に近い大学として期待も高まっている。

本学の「外部連携研究センター」では、こうした地域への大学施設の開放・活用をはじめとして、学生と地域との交流・研修を通じ、地域の理解を深めるとともに、学生の学びはもとより、地域から信頼を寄せられる大学を目指して活動を進めている。【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】【資料 A-1-3】【資料 A-1-4】【資料 A-1-5】

【自己評価】

現在は、本学の所在する東近江市と近隣の愛荘町との間で包括協定を結び、総務・企画、福祉、教育、商工振興、まちづくりなど、多角的な協力体制を探っている。また、地元の八日市商工会議所とも協定を結んでおり、相互に事業への参画等を通じて地域の活性化に寄与しており、上記をはじめ多様な連携が可能となっている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 A-1-1】学校法人滋賀学園規程集

(4-2 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 図書館運営規程)

【資料 A-1-2】平成 28（2016）年度 生活支援サービス従事者講習カリキュラム

【資料 A-1-3】公開講座チラシ

【資料 A-1-4】各検定実施要領（実施団体のもの）

【資料 A-1-5】学校法人滋賀学園規程集

(4-13 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部連携研究センター規程)

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、より地域との交流を深めるとともに、地域の知の拠点としての役割を果たすべく、更に各方面への事業展開を進めていく。同時に、大学もその機能を外に求め、地域をフィールドとした多様な活動に取り組む計画である。

[基準 A の自己評価]

毎年 11 月に行われる大学祭「紅葉賀祭（もみじがさい）」には、地域から多くの人が訪れ、小さなキャンパスが人で溢れんばかりに活気づく。これも、地域の人々との日常的な交流の成果だと考える。大学が、学生の学びの場であるだけではなく、地域の教育の一端を担う施設であることが、地方の大学にとって社会的に求められる姿でもある。

こうした活動が、本学独自の特色として価値を持つことが、本学の将来にとって必要不可欠であると考える。